3-4 時代行列衣装貸与契約綴(昭和8年以降)

概要

染織祭衣裳貸与契約明細

主な内容

- 一昭和8年一
- 1. 衣裳貸与料

東京 2,000円(現在の貨幣価値で約500万相当)

大阪 1,000円(現在の貨幣価値で約250万相当)

横浜 500円(現在の貨幣価値で約125万相当)

名古屋 500 円

神戸 500 円

- 2. 衣裳は借主が5万円の保険をかける(現在の貨幣価値で約1億2500万相当) 保険料24円75銭(現在の貨幣価値で62,000円相当)
- 3. 衣裳の往復運賃、海陸保険料は借主の負担
- 4. 衣装の原形を変えないように特に注意すること
- 5. 貸与においては契約書を作成すること

動産賃貸借契約書 (要約)

住所

染織講社会長●●

住所

●●社長●●

右当事者に於いて動産賃貸借のため左の契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸人染織講社会長●●はその所有に係る左に掲げる動産を賃借人
 - ●●社長●●に賃貸し公衆に観覧することを許諾し賃借人●●社長
 - ●●はこれに対し賃貸賃を支払うものとする。
 - 一賃貸衣裳明記—
- 第2条 借賃は金●円とし契約と同時に賃貸人の住所地に於いて支払うものとする。
- 第3条 賃借人は賃貸人の承諾を受けずに撮影することはできない。賃借人 が前項の規定に違反したときは、賃貸人はすぐに賃貸物の返還を要

求することができる。

- 第4条 賃借人は賃借物を受け取った時より賃貸人の住所に於いてこれが返還されるまで保管の責任を負うものとする。前項の期間中生じる損害においては、賃借人はその賠償の責に任する。ただし賃貸人が第6条の保険金を受け取った場合はその限りにあらず。賠償金額は賃貸人の定める金額とする。
- 第5条 賃貸借の存続時間は契約締結の日より昭和●年●月●日までとする。
- 第6条 賃借人はあらかじめ賃貸物件に対し賃貸人を受取人としたる金5万円の動産火災保険、盗難保険及び運送保険等契約を締結し置くものとする。前項保険料の支払いは賃借人の負担とする。
- 第7条 賃借人は賃貸物を返還する時は手入れを為し且つこれを賃貸人の住 所地に於いて賃貸人に引き渡すものとする。これに要する一切の費 用は賃借人の負担とする。

右契約を記するため証書を作り各署名捺印し各その一本を保存する。

昭和●年●月●日

住所

染織講社会長●● 印

住所

●●社長●● 印

■衣裳貸与先

(1)㈱白木屋(東京・日本橋)

動産賃貸借契約書(染織講社→㈱白木屋)

御貸下願 (㈱白木屋→染織講社)

御願 (㈱白木屋→京都市長)

受取書(㈱白木屋→染織講社)

※昭和8年の染織講社会長並びに京都市長は大森吉五郎

染織祭行列衣裳及び付属品目録(衣裳の詳細)

(2) ㈱高島屋南海支店(大阪・難波)

衣裳借用願(㈱高島屋南海支店→染織講社)

動産賃貸借契約書(染織講社→㈱高島屋南海支店)

火災保険證券(保険金5万円)

運送保険證券(保険金5万円)

(3)日本染織物見本市協会(京都)

衣裳借用願(日本染織物見本市協会→染織講社) 動産賃貸借契約書(染織講社→日本染織物見本市協会)

一昭和 10 年—

(4) ㈱丸紅商店(京都)・㈱丁子屋(朝鮮)動産賃貸借契約書(染織講社→㈱丸紅商店、㈱丁子屋)衣裳借用願(㈱丸紅商店、㈱丁子屋→染織講社)染織祭行列衣裳及び付属品目録(衣裳の詳細)

一昭和11年一

- (5)伊藤萬商店(大阪)・八木伊三郎(京都) 動産賃貸借契約書(染織講社→㈱伊藤萬商店、八木伊三郎) 衣裳借用願(㈱伊藤萬商店、八木伊三郎→染織講社)
- (7) ㈱三越(京都)・㈱丸紅商店(京都)動産賃貸借契約書(染織講社→㈱三越、㈱丸紅商店)衣裳借用願(㈱三越、㈱丸紅商店→染織講社)
- (8) ㈱大丸神戸支店(兵庫・神戸)・㈱市田商店(京都) 衣裳借用願(㈱大丸神戸支店、㈱市田商店→染織講社) 動産賃貸借契約書(染織講社→㈱大丸神戸支店、㈱市田商店)

一昭和 12 年一

- (10) ㈱白木屋(東京)・㈱安藤商店(京都) 衣裳借用願(㈱白木屋、㈱安藤商店→染織講社) 動産賃貸借契約書(染織講社→㈱白木屋、㈱安藤商店) 衣裳借用明細
- (11)一丸百貨店(大分)・㈱吉田忠商店(京都)

動産賃貸借契約書(染織講社→㈱一丸百貨店、㈱吉田忠商店) 衣裳借用願(㈱一丸百貨店、㈱吉田忠商店→染織講社)

(12) ㈱玉屋呉服店(福岡)・㈱丸紅商店(京都)衣裳借用願(㈱玉屋呉服店、㈱丸紅商店→染織講社)動産賃貸借契約書(染織講社→㈱玉屋呉服店、㈱丸紅商店)

一昭和14年—

(13) ㈱大丸大阪本店(大阪)・㈱丸紅商店(京都)衣裳借用願(㈱大丸大阪本店、㈱丸紅商店→染織講社)動産賃貸借契約書(染織講社→㈱大丸大阪本店、㈱丸紅商店)染織祭行列衣裳及び付属品目録(衣裳の詳細)

一昭和 15 年一

- (14)紀元二千六百年奉祝会・㈱丸紅商店(京都)・松坂屋(京都) 衣裳借用願(紀元二千六百年奉祝会→染織講社) 動産賃貸借契約書(染織講社→㈱丸紅商店、松坂屋)
- (15) ㈱玉屋呉服店(福岡)・㈱丸紅商店(京都)衣裳借用願(㈱玉屋呉服店、㈱丸紅商店→染織講社)動産賃貸借契約書(染織講社→㈱玉屋呉服店、㈱丸紅商店)